

管理会計における関係会社概念

木 村 幾 也

目 次

- 1 はじめに
- 2 商法上の関係会社
- 3 親子会社に関する商法上の問題点
- 4 財務諸表規則における関係会社
- 5 監査実施準則の支配従属会社
- 6 「連結財務諸表に関する意見書」における関係会社
- 7 法人税法上の関係会社
- 8 管理会計上の関係会社概念

1 はじめに

関係会社とひと口に言ってもその意味するところは様々であり一様ではない。またこれに類似した語には系列会社、関係会社、グループ企業、親子会社、傍系会社、姉妹会社、支配従属会社、協力会社、下請会社、同族会社、提携企業など数多くの呼称がある。

コーラーの会計学辞典を繙いてみると¹⁾ “affiliated company” の項には、『株式の所有又は被所有によって、経営者を共通にすることによって、あるいは財産の長期リースまたはその他の支配方法によって、他の会社と関係をもつ会社』と定義し、“affiliation” については、『他者を支配する、他者によって支配される、または他者と共通の支配下におかれること。支配関係は持株会社 (holding company) または親会社 (parent company) と従属会社 (subsidiary) との



管理会計における関係会社概念

間、あるいは第三者によって所有または支配される会社間に存する』と述べている。

このような関係会社の概念を分類してみると、先ず財務諸表規則など社会制度たる諸法令・規則等にもとづく概念があり、第二には発生原因別の分類がある。また第三には、カルテル・トラスト・ホールディングカンパニー・コンツェルン・シンジケート・コンプロマリットなどの如き企業形態論上の概念分類があろうし、第四には経営管理上の分類がある。また水平結合と垂直結合の概念分類もあろう。

本稿では、従来からの関係会社概念を再検討し、対外的ディスクロージャの問題としてばかりでなく、管理会計上の関係会社概念の設定を試みることにしたい。

2 商法上の関係会社

商法はその本文に関係会社の規定を持たない（商法の一部を改正する法律案によれば改正法第274条の3には、子会社の規定がなされることとなった）が、「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」（以下「商法規則」と省略）に、「親会社・子会社」という文言を用いて、次の通り規定している。

第9条 会社が他の会社の発行済株式の総数の二分の一をこえる株式を有する場合には、その株式の発行会社に対する前二条（注、売掛金・受取手形、預金・貸付金等の表示）の規定により流動売産の部に記載された金銭債権は、その金銭債権が属する科目ごとに、他の金銭債権と区別して記載しなければならない。ただし、その金銭債権が属する科目毎に、又は二以上の科目について一括して注記することを妨げない。

2 前項の規定は、発行済株式の総数の二分の一をこえる株式を有する株主に對する前二条の規定により流動資産の部に記載された金銭債権に準用する。

すなわち、商法では、関係会社を発行済株式総数に対する所有関係のみで捉え、

管理会計における関係会社概念

取引関係、役員派遣などの要件は示していない。それゆえ株式の保有割合が、会計期末において50%を超えない場合は、商法上の親会社・子会社の関係は成立しないこととなる。これは、議決権の過半数に重点を置いた考えであろうが、現実には50%以下でも他の議決権が分散しているなどの他、実質的に企業を支配する可能性が考えられるから、この規定は弱いという批判があり得る。

一般にある会社が他の会社を支配下におく場合は、(1)資本参加による場合があり、或いは(2)契約による場合がある。また(3)人事関係による場合もあろう。

商法規則は、この中、親子関係決定の基準を過半数の資本参加としたのである。

これは、子会社に対する支配が、子会社の業務執行そのものか、業務執行機関に対する支配にあると解されるからである。ある会社が他の会社の発行済株式の過半数を所有するときは、株主総会の通常決議を支配し、その業務執行機関たる取締役会を支配するにたる取締役を選任し、解任し得る地位を有するからであると考えられる。

しかも一般に関係会社の概念は必ずしも明らかではない。また法律上この関係を正確に規定することもかなり困難であろうと考えられる。商法規則はこのため親会社と子会社間の計算関係にある程度明らかにしようという意図があると推察される。そのためには、法律的には親会社が子会社を支配しうることをもって的確な基準としたのであろう。

3 親子会社に関する商法上の問題点

商法上の親子会社については、次の如き問題点が存する。

1 孫会社の存在する場合

子会社の資産に他の会社の発行済株式の過半数が含まれている場合である。法解釈上、孫会社を子会社に含めて考えるのは妥当でないとする説²⁾もある。すなわち、商法規則は親子会社を明文の規定をもって定義したのであるから、若し含めるならばドイツ法やイギリス法におけるようにあらかじめその旨を明瞭に規定すべきである。解釈によってこれを含ませることは妥当でない、とする説である。

管理会計における関係会社概念

しかしながら、支配権の及ぶ範囲に焦点をあてれば、その見地からは、孫会社を除くのは、親子会社間の計算を明らかにしようとする趣旨に反すると思われる。

2 無議決権株式

親子関係判定に際して、発行済株式総数の中に無議決権株式がある場合には、商法規則の立法趣旨は、株主総会における議決権行使による取締役会の支配を予定しているものと考えられるから、当然これを除くこととなる。

しかし、商法第242条第1項によれば、無議決権株の株主といえども、定款に定める優先的配当を受けざる旨の決議があったときから、その優先的配当を受けざる旨の決議があるときまでは、議決権を有するものとされているから、この期間内は、無議決権株式数も、親子関係判定基準としての発行済株式数に含めるべきことは当然である。

3 自己株式の有無

子会社資産中に自己株式がある場合、自己株式は議決権行使ができないから、親子関係の判定に際して、発行済株式総数から控除すべきである。

これと同様に、全株所有子会社の保有する株式は自己株式の準ずるから、これも控除すべきではないかという問題が生ずる。

イ 子会社が自己株式を保有している場合の判定

A会社は2,000株の株式を発行しており、B会社がA会社株式900株を所有している。このままではB会社はA会社の発行済株式の過半数を所有していることにはならないからA、B間に商法規則上の親子関係は存在しない。しかし、もしA会社が会計期末に自己株式300株を計上していた場合は、自己株式については議決権がないからB会社はA会社の発行済株式総数2,000株－300株＝1,700株の過半数を所有していることとなり、A、B会社間には親子関係ありと判定されねばならない。

ロ 子会社資産中に親会社株式のある場合

管理会計における関係会社概念

A会社が2,000株の株式を発行しており、B会社はA会社株式900株を所有している。このままでは前例と同様、B会社はA会社の発行済株式の過半数を所有していることとはならないから、A Bの間に商法規則上の親子関係は存在しない。しかし、もしここにC会社があり、その発行済株式数の100%をA会社が所有し、かつC会社の資産中にA会社株式300株があった場合、A、B間には親子関係が成立すると考えねばならない。なぜならC会社資産中のA会社株式は、B会社発行済株式総数から控除して1,700株を基礎としてA B間の親子関係を判定すべきだからである。

かかる場合、A会社の側ではB会社の子会社であることを認識し得てもB会社の側では、C会社資産中のA会社株式を知り得ぬ場合があり得るから、A会社に対し親会社であることを認識できない場合がある。

ハ 決算期の異なる場合

親会社B社の決算期が3月末日であって、その時点ではA社株式を50%以上所有していたが、子会社A社の決算期は5月末日であって、その時点ではA社株式の40%相当部分しか所有されていない場合は、A社はB社を親会社としてその間の取引等につき必要な表示をしない場合が起り得る。

4. 無記名株式を発行した場合

発行済株式の中に無記名株式が存在する場合、無記名株式の所有会社は、当該無記名株式の発行会社について過半数の株式を所有しているか否かの判定が可能であるから、親会社たる表示をすることが可能である。しかし発行会社の側からは、過半数の株式所有者を認識し得ない場合が生ずることとなる。

5. 信託株式のある場合

会社が、第三者から株式の信託を受け、受託者として自己名義で当該株式を所有している場合には、当該株式に関する議決権行使を委託者が行なう旨の契約があれば、受託会社は当該株式の発行会社との間に親子関係を考慮する余地はない。

管理会計における関係会社概念

しかし、議決権の行使を受託者が行なう旨の特約がある場合はどうであろうか。議決権の不統一行使が不可能であったときは、受託者と発行会社との間の親子関係判定について、問題があったが、昭和41年の商法改正によって、信託の場合の議決権の不統一行使が認められることとなったために、受託株式会社については、受託者が議決権行使を行なう場合であっても、委託者の利益をもっぱら考慮すべきものであるから、受託者と発行会社との間の親子関係判定の要件たる株式には含まれないものと考えられる。

このことから委託株式会社については委託者と発行会社との親子関係判定の要件たる株式の数に算入すべきものであると言えよう。

4 財務諸表規則における関係会社

我が国の財務諸表規則においては、次の通り定められている。

第8条の3 この規則において「関係会社」とは、法の規定により財務諸表を提出する会社（以下「財務諸表提出会社」という。）が他の会社に対し、又は他の会社が財務諸表提出会社に対し、次の各号の一に該当する関係を有する場合において、財務諸表提出会社に対し、当該関係を有する会社をいうものとする。

- 1 発行済株式総数又は出資総額の二分の一を超える株式又は出資を所有する関係³⁾
- 2 前号に掲げるものを除き、発行済株式総数又は出資総額の百分の十をこえる株式又は出資を所有し、かつ事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持することにより、支配している関係

すなわち、財務諸表規則は、形式的要件として、株式・出資の50%以上の所有関係と、実質的要件として、10%以上の株式出資のある場合における「継続的で緊密な関係を維持することによる支配従属関係」を示している。

この条文には、二つの問題点があると思われる。すなわち、形式要件たる株式・出資の保有が、間接的であるもの、例えば子会社株式の50%以上を他の子会社を通じてもち、或いは、親会社役員またはこれと同様な個人が所有している場合

管理会計における関係会社概念

である。この点については同規則取扱要領がその第8で、

第8 規則第8条第3項各号の規定による株式又は出資の所有には、当該会社が役員、従業員又はその他の者の名義をもって所有するものを含むものとする。

と規定しているから、実質的に判定されるものと解釈されるが、その判定は連結の対象会社と対象から除外する会社の具体的判別の問題となるので、企業と会計士又は法務当局との間での一つの争点となることが予想される。

もっとも、第8条第3項の規定は、関係会社の定義を積極的に行なおうとするものではなく、財務諸表提出会社との間に、特殊な関係のある会社があれば、その中一定の範囲のものは、明瞭表示の要請から、その会社との経済的関係を財務諸表に記載されるべきであるという考え方にもとづくものと思われる。このため同取扱要領第9では、

第9 規則第8条第3項にいう支配とは、当該会社の経営政策の決定及びその管理に関し、支配的影響力を持つことをいう。

と規定されている。実質的要件たる支配従属関係の内容にふれているのは、米国証券取引委員会の連続通牒第3号 (S.E.C. Accounting Series Releases No. 3, Sept, 1937) にいう“親会社とその幾つかの従属会社が単一の組織体 (a single organization) であると仮定した場合における財政状態の反映”⁴⁾ が重要であるとの考えに類似したものと考えられる。

それ故、この第8条第3項第1号第2号の規定に該当しない場合であっても、実質的に関係会社であると判断される場合はあり得ると思われる。

むしろ実際の経済社会にあっては、単なる形式的関係よりは、役員派遣の度合、経営計画への参加の度合、コントロール参画の度合、商取引の濃度、金融関係の濃度など実質的経済関係の有無の方が企業経営の成果について重要な影響をもつことは明白であり、その場合は形式的要件にのみとらわれずに関係会社として取り扱うことが望ましいと考えられる。

5 監査実施準則の支配従属会社

監査実施準則は昭和40年9月に改定され、証券取引法による財務諸表の監査証明における実践規範とされるべく設定されたものであるが、その第3「財務諸表項目の監査手続」に次の様に規定している。

(19) 実質的支配従属関係を有する会社に対する諸項目

- 1 実質的な支配従属関係を有する会社に対する諸項目については、関係事項を照会して文書による回答を求め、必要に応じて当該会社に往査し、売上高、仕入高、売上債権、貸付金、投資等の重要な勘定につき、残高の妥当性、回収可能性等を検討し、買入債務、借入金等の重要な負債項目については、これらがすべて計上されているかどうかを確かめる。

また、その申合事項（経団連、公認会計士協会、大蔵省、昭和40年9月30日）では、

『往査の手続を適用すべき「実質的支配従属会社」の範囲は、被監査会社との間に、次の各号の一に該当する関係を有し、かつ被監査会社の財政状態又は経営成績に重要な関係を有すると認められるものとする。

- (1) 発行済株式総数の過半数の株式を実質的に所有する関係
- (2) 取締役の総数の過半数を派遣し、継続的な取引を有する関係
- (3) 発行済株式総数の10/100をこえる株式を実質的に所有し、かつ、売掛金・貸付金等の経済的供与額が、常時会社の負債及資本の額の二分の一をこえている関係
- (4) 前各号に準ずる関係で、実質的支配従属関係があると認めらるにたる重要な関係』

と述べて居り、支配従属関係をかなり具体的に規定した。

6 「連結財務諸表に関する意見書」における関係会社

昭和42年5月11日、企業会計審議会の発表した「連結財務諸表に関する意見書

管理会計における関係会社概念

(以下「連結意見書」と略称)では、関係会社という言葉を使用せず、支配会社、従属会社という表現を用いて次のように規定している。

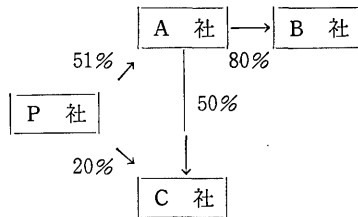
「会社が他の会社の発行済株式総数(議決権のない株式を除く。)の過半数の株式を実質的に所有する場合、前者を支配会社といい、後者を従属会社という。」

ここに「株式を実質的に所有する場合」の意味については注解で次のように示している。

(1) 会社が自己の計算により所有している株式であれば、たとえ株式所有者の名義を異にしているとしても、これらの株式は当該会社によって実質的に所有されているものである。

(2) 「株式を実質的に所有する場合」には、直接所有の場合のみならず、間接所有の場合も含まれる。頂上会社によって間接に株式を所有されている会社が、過半数の株式を実質的に所有されているかどうかは、当該企業集団の従属会社に該当する会社の当該会社に対する持株数(頂上会社が当該会社の株式について直接に所有しているものがある場合には、これを加えた持株数)が、当該会社の総株式数の過半数に当たるかどうかによって判断する。

これを例示すれば次のとおりである。



この場合B社及びC社は、頂上会社P社によってその従属会社であるA社を通じて間接的に過半数の株式を所有されていることになるので、いずれも従属会社に該当する。

B社及びC社は、従属会社に該当するが、これらの会社、規模が小さい場合等で、これを除外しても合理的な判断を妨げない程度のものである場合には、連結の範囲から除外することができる。

このように「連結意見書」は支配従属関係を過半数の株式所有に求めた。これは商法、証券取引法との関連もあろうが、これらと合様に関係会社の「関係」を

管理会計における関係会社概念

資本関係に求めたところに特色がある。勿論、資本関係は関係会社の要件の極めて重要な部分ではあるが、企業集団化を利益獲得能力増進の一方と考える観点からは、必ずしも資本関係が50%以上でなくてもその他の要件から緊密な関係を保つ場合はあり得る。

この点、「連結意見書」のみならず、商法も証券取引法も形式的要件たる出資関係に重点を置いていることは、これらが外部の利害関係者集団への財政状態、経営成績の表示に際して出資関係を結合することによって一体となるべき企業範囲を予定していることを示すものである。そこには、残余財産請求権としての株主持分の思想或は、利益処分請求権としての資本主持分の思想をみるのである。

これに対して企業の経営管理を合理的に行なうために企業集団が機能する側面を、これら諸法令は経営管理権限、執行権限が取締役会構成員の任免権によって表象されるとの考え方に立つものと思われる。

7 法人税法上の関係会社

我が国法人税法上は関係会社の条項を欠くが、これに類似したものとしては、企業支配株式の規定がある。

すなわち、企業支配株式の評価は、原則として取得原価によるものとし、また価格変動準備金の設定に際しては、その対象資産から除外している。評価損の計上についても、他の上場有価証券と同様には認められず⁵⁾、発行人の資産状態が著しく悪化したため、その価額が著しく低下した場合に限り認められることとされている。(基通 9-1-9 参照)

かかる取扱は、法人の取得した企業支配権に対する長期投資と考えられるためである。

ここに企業支配株式とは、株式会社の特種関係株主等（その株式会社の株主および当該株主と施行令第4条（同族関係者の範囲）に規定する特殊の関係その他これに準ずる関係のある者をいう）がその株式会社の発行済株式の総数の25/100以上に相当す数の株式を有する場合における当該特殊関係株主等の有するその株

管理会計における関係会社概念

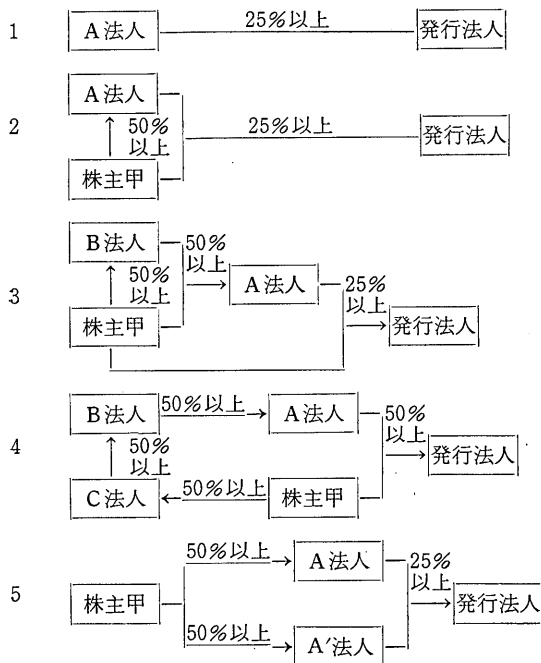
式会社の株式をいう。(法人税施行令第34条③) この場合、法人の有する有価証券が企業支配株式に該当するか否かの判定は、当該事業年度終了の時の現況による。

(令34条④)

特殊関係株式の範囲を図示すれば次の通りである。これらの場合、AおよびA'法人の有する株式が業企支配株式である。

企業支配株式については、財務諸表表示上の制約はなく、例えば投資有価証券に含めて表示しても税法上問題とされることはない。

企業支配株式の図解



- 1 評価方法として低価法の適用が認められないこと
- 2 評価損計上に制約があること
- 3 価額変動準備金の設定対象資産になり得ぬこと

以上が企業支配株式に対する税法上の制約である。

8 管理会計上の関係会社概念

関係会社といえは、最近まで財務会計上の問題とされ、前述のごとく、親子関係あるいは支配従属関係にある会社の資産、負債項目について、財務諸表表示上、関係会社有価証券、関係会社貸付金、関係社債などのように、特別の科目を用いて明瞭に表示することを要求するディスクロージャの問題であったり、又は親会社の投資項目の評価額の妥当性、真実性に関して、監査の一部を構成する問題として考えられて来たにすぎない。

そこで関係会社をその果す機能から分類すると

1 販売関係会社

中心企業の生産物を販売する機能を果す関係会社、例えば自動車メーカーの自動車販売株式会社、家庭電化製品メーカーの〇〇電器販売株式会社のように販売部門を担当するもの

2 生産関係会社

製造業・建設業などにおける部品の供給、半製品の納入、或は加工用役の提供などに見られるもの。下請会社、協力工場などの名称で呼ばれることが多い。

3 金融関係会社

生産関係、販売関係はないが資本又は長期の債権等によってのみ結びついてるもの。積極的関係会社であるよりは消極的関係会社であることが多い。

4 関連産業関係会社

中心企業の主たる業務の補助機能を果すことを目的とする関係会社。例えば、製品の保管、輸送荷役部門を独立させて××倉庫、〇〇配送などとする。電鉄会社のバス、遊園地、デパート、宅地開当、不動産、土木建築など、信託銀行、銀行、生命保険会社などの不動産部門を担当する子会社。ビルの冷暖房、消火、衛生、電力、エレベーターその他附帯設備のメンテナンスを行なう子会社などに見られる。

5 その他

以上は自社（親会社）の営業々務などと何らかの形で関連性ある場合であるが、このほか、多角化経営のために積極的に従来全く手掛けていない新しい分野に乗出す場合が見られる。映画製作会社のボーリング場などはこの例である。

今日のような企業集団化の傾向を経営管理上の問題として考察する場合は、それが合併の形よりも、子会社の新設、あるいは既存企業の買収などの形で行なわれ、これによって企業の大型化をすすめ資本の集中化をはかる一方で、経営の分権化を一層広汎なものとしている点に注目することができる。

関係会社をその発生原因別に分類すれば次の通りである。

- 1 既存事業部などの一部を独立させる場合。
- 2 新たに子会社を新設して事業の拡張をはかる場合、この場合は新会社の事業内容が全く新規である場合と、そうでない場合（例えば従来販売会社のなかった地域に販売子会社を新設する場合）とに分かれる。
- 3 事業遂行上何らかの要請があって、他の会社への資本参加などの度合を強めた結果、関係会社となる場合。
- 4 債権等の保全のために人的関係を強めることから関係会社となる場合。

この場合管理会計上は関係会社を単に資本を軸とした連結関係にある企業集団とのみ考えることはできない。そこでは、中心となる企業の経営意思の下で、その企業集団の一部門のごとき作用をなす、つまり法的実体としては別個でありながら、経営組織上は集中傾向をもつ企業群と見なければならぬのである。

管理会計上は、かかる企業集団も、中心となる経営意思の下では、一個の企業と考えるわけである。すなわち法的に分権化された複数の経営組織をもつ一個の企業と考え、その経営を合理的に行なうためには、全体としての経営管理上の意思決定や業績評価の問題があり得ると考えられるのである。

三木義雄氏は次のように定義している⁶⁾。

「関係会社とは、親会社が経営意思をもち、投融資、役員派遣、事業上の重要

管理会計における関係会社概念

な提携などを通じて経営をコントロールする手段をもち、相互協力のもとに共存共栄しうる共通の関係目標があり、かつ親会社が関係会社として指定するものをいう。」

この定義では、親会社の経営意思とコントロール手段の保有という条件に着目している点、すぐれているが、関係会社を親子関係にのみ限定している点は検討の余地があると思われる。

管理会計上は従来から会計単位を財務会計のごとき一個の法的企業実体の全体と限定することはなかった。しかし、それは一企業実体の範囲をこえず、あくまでその内部における細分化の問題として考えられてきたのである。例えばプロジェクト別、製品別、地域別顧客別、流通経路別、注文規模別などの採算分析はその例である。勿論一個の法的企業実体の内部における、かかる分析が重要であることは言を俟たない。と同時に、これからは、関係会社集団を恰かも一個の企業のように考え、個々の関係会社をそのディビジョンとみる場合⁷⁾を考慮せねばならぬしその経営意思決や、業績評価のための会計情報の作成や伝達に関して研究がなされねばならない。

かかる立場から関係会社か概念づける場合、その基礎となる基準は何であろうか。資本的結合も一つの基準ではあろう。しかし、ここで注目すべきは経営管理上の意思決定や業績評価の単位としての関係会社が主となるから、次の如き諸点から検討されねばならない。

(1) 事業的結合

イ、販売量、金額の関係

例へば、売上高の100%をある特定の会社によっていれば、資本的、人的結合がなくとも関係会社たる要件を満たしていると考えられる場合がある。

ロ、仕入、外注関係の依存度

ある部品について、又はある種の用役について依存度が高く、かつ他社への切替えが不可能な場合又は困難な場合はすすんで他の結合関係（資本的、結合）を強める必要がある。

管理会計における関係会社概念

ハ、経営補助用役等の調達

流通費低減のためなどに子会社を設立して保管、輸送、荷役などの業務を行なわせる場合あるいは工場などのメンテナンス会社、従業員宿舎の供給のための関係会社、社員食堂や保養所など厚生施設の管理会社がこれに含まれる。

(2) 人的結合

イ 役員派遣数とその地位

ロ 従業員派遣数とその地位

ハ 経営者、資本主などの個人的結合関係

人的結合は通常、資本的結合関係や事業的結合関係に付随して行なわれる。

(3) 資本的結合

イ 発行済株式等に占める持株比率

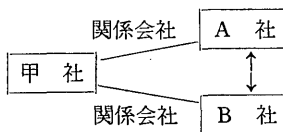
この場合、自己株式の問題があることは既に述べた。

ロ、金融上の依存度合

この場合、営業上の債権債務による信用供与関係と、金銭貸付などによる融資関係とがある。

ハ、間接的資本結合

同一の出資者の下にある関係会社相互間には、直接の資本的関係はなくても、関係会社と呼び得る。同一の会社（例えば甲社）について共に関係会社であるAB二社がある場合で、AとBの間には直接の事業的結合も人間結合もない場合はAとBは相互に関係会社とは呼び得ないだろうか、グループ企業と呼ばれるものの中に、かかる例が考えられる。



以上のごとく、管理会計上は、必ずしも一方が親又は支配会社で、他方が子

管理会計における関係会社概念

又は従属会社である場合のみに限定するよりは、例えば40%づつの二社共同出資の子会社とか、同一の大株式会社の下にある兄弟会社とか、全く資本的人的結合関係はないが、製品の100%納入先である場合などのごときもの迄を含めることとなる。ただし、これらを次のごとく分類しなければならない。

管理会計上の関係会社 $\left\{ \begin{array}{l} \text{経営管理関係会社} \\ \text{協力関係会社} \end{array} \right.$

経営管理関係会社とは、資本的人的ないし事業的結合関係が濃厚で、統一的経営管理側面の大きい企業集団を構成する会社を言う。この場合、経営意思決定や業績評価を行なう側と、被管理側とが、経営規模などから画然としているのが普通で、中心となる経営意思の下では、一個の法的企業実体が恰かも経営組織の一部を構成する部分として機能する場合である。

協力関係会社とは、経営管理する側と被管理側とが画然としていない場合で、しかも資本的、人的、事業的結合関係があり、相互に協力することが事業遂行上有利であると考えられる場合をいう。

(1973. 4. 19)

注

- 1) E.L. Kohler "A Dictionary for Accountants" 4th ed. 1970, p. 24. 染谷恭次郎教授訳「会計学辞典」27頁
- 2) 上田明信稿「改正商法下における計算に関する若干の問題」商事法務研究 329号14頁
- 3) 取扱要領第7では、この発行済株式総数及び所有株式数には議決権のない株式の数は含まれないものとする。と規定している。
- 4) 浅地芳年著「新財務諸表規則逐条詳解」昭和46年、中央経済社刊、30頁
- 5) 企業支配株式については、評価損の是否認に際して取得価額の中に企業支配の為の対価が含まれている場合にはその部分を時価に加算して評価損の判定がなされるので注意を要する。例えば、A社株式の取得時の絶資産額 110円（1株より）

取得価額	150円
企業支配の対価	40円
評価時の純資産額	20円

管理会計における関係会社概念

であれば評価損計と額は

$$150円 - (40円 + 20円) = 90円$$

評価額は、60円となる。

すなわち、企業支配株式については、評価損とは原則として認められない、ただし、その発行法人の株式を取得した後に(イ)資産状態が著しく悪化したために、(ロ)その価額が著しく低下した場合、評価損の計上が認められる。

有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したとは、次に掲げる事実が生じた場合をいう。

① 当該有価証券を取得して相当の期間を経過した後に留該発行法人について次に掲げる事実が生じたこと。

イ. 商法の規定による会社の整理開始の命令または特別清算の開始の命令があったこと。

ロ. 破産法の規定による破産の宣告があったこと。

ハ. 和議法の規定による和議の開始決定があったこと。

② 当該企業支配株式の一株または一口別の現在の価額および一株または一口当りの従前の価額を次に掲げる方法により計算した場合に、当該現在の価額が当該従前の価額のおおむね50%に相当する金額を下回るようになったこと。

イ. 当該事業年度終了の日における当該発行法人の一株又は一口当りの純資産価額を現在の価額とし、当該有価証券を取得した時、発行法人の一株又は一口当りの純資産価額を現在の価額とし、当該有価証券を取得した時の発行法人の一株又は一口当りの純資産価額を従前の価額とする方法。

ロ. イに掲げる方法に準ずる合理的な方法

6) 三木義雄著「関係会社管理の知識」日本経済新聞社 昭和42年、41頁

7) 拙稿「関係会社管理会計の意義と問題点」経営実務、1973、4月号2-6頁